

憲法がくらしと行政に いきわたる民主的な公務員制度を

私たちがめざすのは、憲法がくらしと行政にいきわたる民主的な公務員制度の確立です。そのためには、公務員が国民の権利保障のための「全体の奉仕者」（憲法15条）として、さらには労働者として労働基本権の確立（憲法28条）など、憲法原則にそった以下の改革が必要です。

①公務員の労働基本権を全面的に回復するとともに、市民的政治的な自由を保障する。

②特権的な優遇人事をなくし、公平で

透明な人材育成・登用の人事管理制度、客観的・民主的な評価制度を整備する。

③政官財癒着の温床となっている「天下り」を根絶する。早期退職勧奨を廃止し、定年までの雇用を保障するとともに、年金支給との連携を図るために、定年を延長する。

④恒常的な業務に従事する非常勤職員等に関する制度を整備し、均等待遇を実現する。

以上の4点の改革をめざします。



2012年完全実施に
向けてすすんでいます

公務員制度改革 のスケジュール

（2009年2月3日政府発表の工程表より）

1 2010年4月に幹部職員等の一元管理を行う「内閣人事局」を設置。必要な法整備の実施。

2 2011年に新たな任用、給与制度の実施。

3 2012年に新採用試験の実施。再任用の原則化等。自律的労使関係制度の施行。国家公務員制度改革基本法に基づく措置をすべて実施。

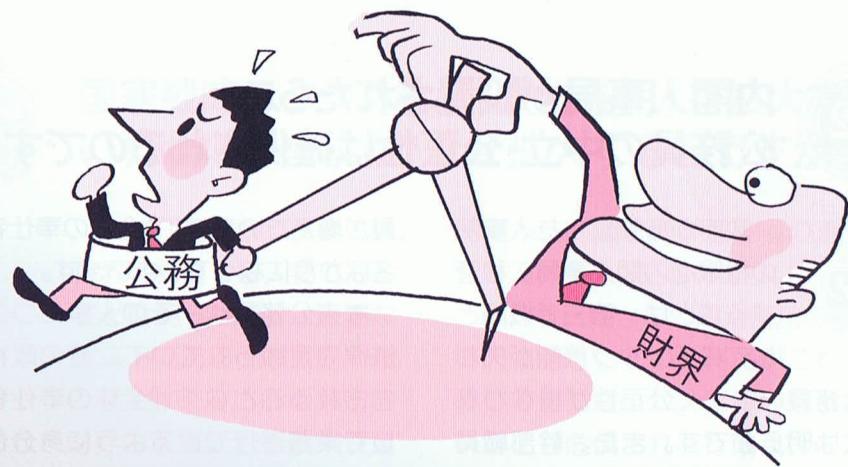
財界に奉仕する公務員、 戦争する国づくり

政府の公務員制度改革は、国民主権に基づく公務員の憲法上の位置づけである「全体の奉仕者」から「一部（財界）に奉仕する」、さらに「戦争する国」づくりを担う公務員をつくるという極めて危険な狙いを持っています。

「官から民へ」「国から地方へ」「小さな政府」をめざした構造改革路線の矛盾激化、行き詰まりの打開のため、公務員バッシングを繰り広げながら、公務員制度改革をはじめ財界が「究極の構造改革」と称する道州制導入を進

めています。

しかし、公務員制度改革は財界の意向にそった「霞が関」の中だけの論議であって、国民生活の安全と安心を保障する公務・公共サービスの充実などの視点はいっさいありません。都道府県をつぶし道州制を導入することで、浮いた資金をインフラ整備に回すことができ、大企業に喜ばれる国づくりをすることが財界のねらいです。



政府は2012年に自律的労使関係制度を含めた公務員制度改革の完全実施をめざしています。政府のスケジュールを見据えた、私たちのとりくみが必要です。公務員労働者はもとより民間労働者も、職場での学習を強め全労連・県労連等の提起するとりくみに積極的に参加しましょう。